

平成26年知内町議会第3回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成26年4月21日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年4月21日(月) 午前 9時42分
- ◎ 閉会日時 平成26年4月21日(月) 午前10時37分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	敦澤良子
2番	木村一	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博
6番	泉政栄		

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 7番 敦澤良子

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
(給食センター長)	大館光晴
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成26年知内町議会第3回臨時会議事日程

(第1号)

平成26年4月21日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 1番、西山和夫君 7番、敦澤良子君
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第4	議案第2号	知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第3号	平成26年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第6	議案第4号	平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第7	議案第5号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第8	議案第6号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第9	選任第1号	常任委員会委員の選任について
追加日程第1		議長の常任委員辞任について
第10		諸般の報告(常任委員会正副委員長の選任報告)
第11	選任第2号	議会運営委員会委員の選任について
第12		諸般の報告(議会運営委員会正副委員長の選任報告)
追加日程第2		議席の変更について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。平成26年第3回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

平成26年度も始まりました。我々の任期も2年間過ぎて、後半の2年間になったわけではありますが、委員会条例等で委員会の構成も変わります。これからの残りの2年間でありませけれども、町民の付託に応えるよう、皆さんとともに頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、9人です。

定足数に達していますので、平成26年第3回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、西山和

夫君及び7番、敦澤良子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。平成26年第3回知内町議会臨時会に議員の皆様には、大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり、議案6件であります。

まず、議案第1号の知内町税条例の一部を改正する条例は、今般、地方税法の一部を改正する法律ほか関係法律が改正されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は、法人町民税の税率変更並びに軽自動車税の税額変更及び固定資産税の特例措置などであります。

議案第2号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行例の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、改正の主な内容は、課税限度額の引上げと軽減判定にかかる算定方法の変更等であります。

次に議案第3号の平成26年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算に4億1千万9千円を追加し、総額を3億9,441万9千円とするものでありますが、観光費に体験農園開設に伴い、予算の一部組替えと委託料を追加するものであります。また、5目物産館管理費に冷凍庫が故障したことから更新するため、所要額を追加するものであります。

議案第4号の平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、職員の異動による人件費の補正と元町浄水場の機器故障による修繕費を追加補正するものであります。

議案第5号の市町村総合事務組合理約の変更と議案第6号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、いずれも構成団体の加入と解散・脱退に伴い、規約の一部の変更が生じることから議会の議決を求めるものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

● 議案第1号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。説明につきましては、総務企画課説明資料で行いますので、1ページをお開きいただきたいと思っております。

総務企画課説明資料の1ページであります。知内町税条例等の一部改正の概要であります。今回の改正は、平成26年3月31日交付の地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令に伴う改正であります。

1点目は、町民税であります。町民税のうち法人税割の税率の変更であります。法人税率8%の段階において、法人税割の税率を引き下げるものであります。標準税率は、現行100分の12.3を100分の9.7に、制限税率では、100分の14.7を100分の12.1にそれぞれ引き下げるものであり、施行期日は、平成27年1月1日となっております。

2点目は、軽自動車税の関係であります。軽自動車税のうち税率の変更であります。軽四輪車等及び小型特殊自動車等の標準税率を自家用乗用車等は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるものであります。四輪の自家用乗用車であれば、現行7,200円のものを1.5倍引き上げて、10,800円にするものであります。これは平成27年4月1日以後に新規登録されるものから適用となるものであります。また、原付き及び二輪車の標準税率を約1.5倍、最低を2千円に引き上げるものであります。こちらは、原付きであれば、50cc以下の現行1千円が2千円、軽二輪であれば、現行が2,400円が1.5倍の3,600円にそれぞれ引上げとなるものでありまして、これは新規登録にかかわらず、平成27年度分からの適用となります。施行期日は記載のとおり平成27年4月1日であります。

次に軽自動車税の2点目と致しまして、新規登録から13年を経過した軽四輪等への重課の導入ということで、グリーン化を進める観点ということで、環境配慮型税制の導入に伴い、新規登録から13年を経過した軽四輪等については、標準税率の概ね20%の重課を導入するというものであります。したがって、四輪の乗用自家用であれば、12,900円に、貨物用の自家用であれば、6千円にそれぞれなるものであります。これの適用は、平成28年度分からの適用となります。したがって、施行期日は平成28年4月1日であります。

3点目は、固定資産税の関係であります。地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みが導入されたことに伴う改正であります。そこに関連する地方税法記載してございます。附則第15条第2項第1号から第3号及び第6号、同じく附則第15条第

8項から附則第15条の第38項までそこに記載してございますが、具体的には固定資産税において、水質汚濁防止法だとか、大気汚染防止法、土壌汚染防止法などにかかる公害防止用の施設や設備を整備した場合、または、ノンフロンの製品にかかる機器を導入したような場合に、地方自治体が課税標準の軽減をすることができるのですが、それを法律で定める上限と下限の範囲内において、町が条例でその軽減率を決定できるというものの改正であります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を裁決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第2号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第2号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険税条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

この度の一部改正の概要につきましては、説明資料見だし2の生活福祉課の1ページで説明させていただきますので、1ページをお開きください。

この度の条例の改正については、地方税法施行例の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）に伴う改正です。

それでは、条例改正の趣旨等について、ご説明致します。

課税限度額の引上げについて、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額にかかる課税限度額を12万円から14万円に改めることとしたものです。

次にこの関係ですすね、この影響的な部分で、介護納付金については、20件、30万8千円くらい、平成25年度ベースで増える予定です。それから、後期高齢者に

については、56件、95万7千円、計、平成25年度ベースで76件、126万5千円くらいの見込みになります。

次に減額措置にかかる減額判定所得の算定方法の変更について、国民健康保険税の減額の基準を5割減額対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を45万円に改めることとしたものです。この関係については、5割軽減世帯で参考で58件、2割軽減世帯で120件が対象となる見込みです。なお、2ページ、3ページの新旧対照表を記載してありますので、参照願いたいと思います。

附則として、施行期日、第1条、この条例は、交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

適用区分、第2条、改正後の知内町国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

(2)の5割軽減の対象、これ世帯数を含め2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗じてとあるんですけども、これによって世帯数というか、増える世帯というのはかなり多くなるの。要するに35万円を45万円に改めるという総体的な。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。増えるのではなくて、2割軽減ということで120件、先ほども言いましたとおり、減るということです。要するに基礎額、今まで33万円から45万円になりますので、その分で120件相当が減るということになります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成26年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第3号、『平成26年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第3号、平成26年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,441万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

説明は歳出より行いますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

7款1項商工費、3目観光費に18万6千円を追加し、1,445万8千円とするものです。内容は体験農園受入業務委託料で、開設に伴い一部予算の組替えと不足が見込まれることから13節委託料に15万6千円、14節使用料及び賃借料に3万円をそれぞれ追加するものです。

次のページをお開きください。5目物産館管理費に23万3千円を追加し、1,015万3千円とするものです。内容は18節備品購入費に物産館備付けの冷凍庫更新費用として23万3千円を追加するものです。

次に歳入を説明致しますので、3ページをお開きください。9款1項1目地方交付税に41万9千円を追加し、19億2,979万9千円とするものです。内容は今回の歳出補正の財源として追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

体験農園賃借料で3万円追加、これ面積どのくらい借りる予定なのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明します。借りる予定の面積1,000㎡、1反、そこにハウス3棟建てておりますので、ハウスも含めて借りる予定になってございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

委託料なんですけれども、当初計画していたよりも15万6千円追加になったというのは、大きな理由とか説明お願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。当初予算につきましてはですね、町内の農家の方にですね、管理をお願いすることになっておりましたが、事情がありまして、その方ができないということで、町が農地を借り受け、それで使用料の方に3万円、そして、あと栽培管理の方をですね、今のところスリーエスの方にですね、お願いすることになりまして、それに伴います賃金等を増やしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

農家の方が、まず当初はボランティア的なことでやるという形であったのかね、それとも、あったのであれば、逆に今やれないということでスリーエスさんをお願いしたということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。当初、農家の方にですね、お願いをして、資材費等、自分の行けないときの臨時賃金等を見込んで、52万9千円を当初予算で組ませていただきましたが、先ほど説明したとおり、その方がちょっと事情でできないということですので、町の方で体制として、管理をスリーエスの方をお願いをするということになりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

関連してなんですけれども、体験農園の受入れということで、受入れすること自体は、遊びといえば言い方変でしょうけれども、やっぱりある程度、そういう農家の人の仕事のあれをきちんと見てもらいたいとか、そういう形である程度やるのではないかと思うんですけれども、スリーエスに委託をするということは、ただ、やっぱりその時間を遊びだとか、ただ、楽しみみたいな形でやってしまえば、それではっきりしていいのかなどか、その辺、まず、お答え願いたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。スリーエスの方をお願いをするということですが、職員の中にですね、農家出身の方もいらっしゃいますので、そちらの方に栽培管理をしていただいて、そして、今年につきましてはですね、町内の子どもたち、幼稚園だとか、保育園児をですね、収穫のときに呼んで、収穫体験をしていただくと。その収穫体験のときにですね、観光協会の方の職員だとか、会の方に来ていただいて、受入れに対してどのようなものが必要だとか、そういうものを構築していきたいというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

これはですね、やっぱりある程度、町長の言っているように、交流人口だとか、いろいろな形でこれからうちの町もこういうことで、それを定住につなげていきたいと

ということなんでしょうけれども、ただ、やはりこの観光というのを見ますとですね、やはりこれがうちの町の観光というか、商工振興のための部分とか、いろいろな形でどのようにして、町も助成とか支援をしながら発展させていくのか、これでしたら、なかなか場当たりの感覚で私は思うんですけれども、この継続的、そして、将来の展望というものをどのように考えているのか、その辺、ちょっとあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の体験農園の関係で、3名の議員さんからご指摘をいただきましたけれども、実は従来から何とか体験観光を進めたいという考え方を持たせていただきました。それで、今、生産農家の皆様方が体験で来られた方を受け入れるというのは、これはもう100%と無理だという形で、町が何とかその辺を施設整備した中でそういう基礎を作りたいという考え方で今、課長からも言いましたけれども、スリーエスの職員の方で従来、トマト栽培をやられた方がおりましたものですから、その方と協議をさせていただきました。それで、今、その方は、物産館の管理、それから、駅周辺の管理業務をやられている方でありまして、今回、駅が廃止になったことによって、業務時間がある程度、確保できるということで、その方に然らばそのハウスの管理をしていただけないかという形で進めさせていただいたところでもあります。それで、今、課長から言いましたけれども、まず、その基礎を作らせていただいて、今、3棟をお借りして、2棟に750株のトマトを今、植える段取りをしていただいています。ですから、この今、15万6千円の部分については、当初、52万9千円を計上させていただきましたけれども、それは資材購入費ということで、その方への労働単価については、一切、入っておりませんでした。それで、今回、スリーエスと協議をした結果、やはり業務をそこから一時離れるということで、そのパートもきちんと確保していただけないかという、スリーエスの方の考え方もありましたものですから、それをきちんと確保することがやはり必要だろうという判断で、今回、そのパートの方の賃金を追加させていただいたということでもあります。それで、将来的には、3月定例会でもご説明を申し上げましたけれども、私は体験観光というのは、今、全国からの引き合いがあります。ですから、修学旅行生の受入れを何とかしたいという考え方で今回、スタートをさせていただいたということでもあります。それで、先般、3月の定例会で、西山議員からホタテのミミズリの部分も、もし、そういう考え方であればということでのご意見をいただきましたので、将来的に旧中の川小学校を1つの体験の拠点とした中で、スタートをできればということで、今回、こんな予算を付けさせていただいたということでもありますので、ご理解をしていただければと思います。それで、当初、私は3棟なり5棟を町予算で設置をしようと思ったんですけれども、たまたま今、空きで使われていないところがあるということなものですから、そこをですね、3万円の使用料で貸していただいて、750株のトマトをそこで栽培をさせて、そして、来ていただいた人方に体験をして、そこで750ですから、当然、余裕の部分もありますので、それをスリーエスの物産館で販売をする、それから、こもれび温泉で栽培するということでの話合いで、今回、まとめさせていただいたということでご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第4号、『平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第4号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について。

第1条、総則でございます。平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

1 款水道事業費用で34万6千円を追加して、1億753万1千円とするものでございます。内訳は、1 項営業費用で57万8千円を追加して、1億206万4千円。

3 項特別損失で23万2千円を減額し、170万8千円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ、流用することができない経費。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を353万2千円減額し、3,218万5千円とするものでございます。

次のページをお開きください。予算実施計画で内容についてご説明致します。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費で、修繕費として161万円を追加して、240万円とするものであります。説明資料見だし3に資料を添付してございますが、ろ過流量を電動で設定流量に調整する機能を持つろ過流量調整弁が設定トルクで締め切ることができなくなるという不具合発生致しました。調査したところ、内部に使われているゴムの経年劣化が原因であるというふうに推定されました。今回、この流量調整弁の交換費用を補正するものでございます。

また、1 項営業費用、3 目総掛費から3 項特別損失、1 目その他の特別損失までにつきましては、4月の人事異動に伴う人件費、賃金にかかる過不足を追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

課長、このバルブのゴムの経年劣化ということですが、これははっきり言って今までの程度、定期点検とか実施していると思うんですけれども、その辺について、この機械はその中には含まれていなかったんですか。まず、それをお答え願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

通常バルブについては、鋳物でできておりますので、だいたいはですね、20年くらいの耐用年数はあるというふうに理解しております。定期点検の対象外でございました。今回、このような不具合が発見されましたので、同様のものがあと5個あります。これにつきましても、優先順位に合わせて、これは点検じゃなく経年というふうに判断しておりますので、定期に交換する予定でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

これはうちの町の重要な水供給って一番大切なものだと思うんですけれども、これからですね、こういう形で故障だとか、災害に強い部分にするためにもこういうものはきちんと予備だとか、そういう耐用年数が延びるような形のもの何か考えているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

この流量調整弁に関しましてはですね、既製品ではなくなかなか注成品、受注生産品が多いものでございます。ですから、故障発生ですぐ対応できるというものではございませんので、交換と合わせて、それがまだまだ数年使えるというふうに判断できるものであれば、それは予備品として置いておいてですね、それで対応したいというふうには計画しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

その耐用年数20年ということでありまして、その20年を今度は前倒し、要するに特注で作らせているものが20年保証で来るわけですね。それが要するに経年劣化等で要するに交換するわけだから、従来の20年という間隔を今度縮めて対応するということですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

20年というのは、通常の鋳物が20年くらい持つだろうという一般的な見解でございまして、これは保証でも何でもございません。それで、今回、中を確認したところ、一部、ゴム製品が使われている弁だということでございますので、これについ

ては、鋳物違ってそのゴムの部分がですね、20年は持たないだろうという判断でございます。ですから、この同様の弁につきましては、引き続き、交換計画の中で交換していきたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

その鋳物の部分が20年ということで、ゴムの部分は劣化なので、消耗品だという考え方ですね、だから、その消耗品という考え方で全部をくくるのか、それとも、部分的なゴムだけをくくって要するに交換が必要だということで、マニュアルの中に定期的に交換するという位置付けになっているのか、改めて。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

実は私もですね、ゴムだけ交換できないのかなというところでメーカーの方だとか、あとほかの弁関係あたりでした。ところが、これについては、結構、精密な構造なものですから、ゴムだけ交換できるというような部品ではなくですね、鋳物と完全に一体化されたバルブになってございまして、したがって、ゴムの経年劣化がそのままバルブの交換というようなことにならざるを得ないというふうに判断しております。ですから、引き続きですね、弁全体を交換する計画でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ですから、今まで20年メーカー保証付いていたわけですね、だけれども、それはもつけれども、現物鋳物の部分、バルブの部分は持つけれども、中に入っているパッキン等が要するに付属交換できないということでしょう、消耗品として。だから、全体を取り替えなければだめだということだから、20年という確かにメーカー保証はあるのかもしれないけれども、その保証を受取方として、担当部署としてその20年でなく15年を目安にして今後、その計画、定期交換をするような計画に組んでいくのかということなんです。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、20年でメーカー保証という点ですが、20年もつだろうという一般的な標準耐用年数でございまして、メーカーの保証は何もございません。それで、私どもは20年くらいもつだろうということですね、計画に含んでおりましたが、今回このようなことで、17年でこのような現象が出たので、これから引き続き、弁全体を計画の中で交換していくというところでございます。引き続きですね、これ17年ですから、現象的にはもうほかも同じような考え方になりますので、今回は1個プラス予備品として弁だけを考えておりますが、残り5個については、計画的に交換してまいります。

◎ 議長（伊藤政博）

西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ですから、メーカー保証でなくても、20年もつだろうという判断しているわけですよ、それがたまたま17年でそういう劣化が起きて、要するに交換せざるを得ない状況が出たということでしょう。だから、今後、部署、部署で引継ぎというの必ずあるわけですよ。ですから、それを20年と謳ってしまえば、以前には点検入るんだらうと思うんですけども、そういった不具合が起きない限り、可能性として、故障がない限り交換はしないわけですよ。それを認識を改めて15年なり、予備を持って13年なりにしておいて、要するに点検項目で、重点項目、13年来たら重点項目に入りますという位置付けにしておけば、故障起きる前に定期交換して、要するに故障起きないで、迷惑かけないで継続することが可能なことになるわけでしょう。だから、それを20年という位置づけの中で、今17年で起きているんだから、それを計画の中で17年度起きたということは、15年にこれから点検目標を変えていくのかということなんですけれども、その辺、もう一度。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

これと同じものについては、ほかに5部ありますので、これらも引き続き、もう既に経年劣化が判断できたので、引き続き交換してまいります。ほかについてもですね、鋳物だけでできているものについては、故障が発生したあとでも十分対応できるというふうに考えているのですが、同じようなこういう内部について特殊な構造のものについては、もう一度、洗い直ししましてですね、おっしゃったように通常の耐用年数よりは短いというふうに判断しておりますので、計画全体は少し見直す必要があるのかなというふうに考えます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第5号『北海道市町村総合事務組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第5号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

次のページをお開きください。北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校組合の解散・脱退と道央廃棄物処理組合の加入による変更であります。

また、上川中部消防組合の解散に伴い、鷹栖町と上川町の消防団が単独組織として加入、さらには赤平市が新たに広域消防事務組合の構成団体となることに伴う、脱退のための変更であります。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、新旧対照表につきましては、総務企画課説明資料27ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第6号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第1項）の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

次のページをお開きください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散・脱退、それと、道央廃棄物処理組合の加入に伴う変更であります。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、新旧対照表は、総務企画課資料28ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

今、生活福祉課長から先ほどの説明の一部訂正があるそうですので、許します。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、先ほどのですね、第2号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で、1番議員さんの方から質疑ありました2割軽減世帯の関係で、減ると私、言いましたけれども、2割軽減世帯は、120件、平成25年度ベースで増えるということで、訂正願いたいと思います。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

議案第2号に関する訂正の説明が終わりました。

● 選任第1号 常任委員会委員の選任について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、選任第1号、『常任委員会委員の選任』を行います。

名簿配布のため、暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時24分 ）

（ 再開 午前10時26分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩以前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会は、お手元に配付された名簿のとおり選任することに決定致しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時27分)

◎ 副議長(森永 勉)

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議長と交代しまして、議員の皆様にお諮り致します。

只今、総務文教常任委員及び経済民生常任委員会委員に選任されました伊藤議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定を致しました。

● 議長の常任委員辞任について

◎ 副議長(森永 勉)

追加日程第1、『議長の常任委員辞任について』を議題と致します。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例で議長については委員の辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員会委員及び経済民生常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮り致します。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、伊藤議長の常任委員の辞任を許可することに決定を致しました。

暫時休憩を致します。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時30分)

◎ 議長(伊藤政博)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

● 諸般の報告(常任委員会正副委員長の選任報告)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、『諸般の報告』を行います。

本件は委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中に各常任委員会において委員

長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務文教常任委員会の委員長に西山和夫君、副委員長に木村一君、経済民生常任委員会の委員長に谷口康之君、副委員長に吉田峰一君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。したがって、常任委員会委員長及び副委員長は、お手元に配付のとおり選任されました。

● 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、選任第2号、『議会運営委員会委員の選任』を行います。
名簿配付のため、暫時休憩致します。

（ 休憩 午前10時30分 ）

（ 再開 午前10時32分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付された名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付された名簿のとおり選任することに決定致しました。

暫時休憩致します。

（ 休憩 午前10時33分 ）

（ 再開 午前10時35分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

● 諸般の報告（議会運営委員会正副委員長の選任報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、『諸般の報告』を行います。

本件は委員会条例第8条第2項の規定により、休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会の委員長に敦澤良子君、副委員長に木村一君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。したがって、議会運営委員会委員長及び副委員長は、お手元に配付された名簿のとおり選任されました。

● 議席の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に『議席の変更』を追加日程第2と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、次に追加日程第2、議席の変更について議題にします。

議席は会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更します。

変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりです。

只今より、議席表を配付致します。

議席の変更は、次回の本会議より行いたいと思いますので、只今配付しました議席表のとおり、次回から着席をお願いしたいと思います。

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成26年第3回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前10時37分)